

# 令和6年度 白岡市高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 実施目的

この実施要領は、令和6年度の「白岡市高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」を実施するにあたり、民間の専門知識やノウハウなどを活用し、その業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を選定するため、広く企画提案を募集する公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）の実施方法等について必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

令和6年度 白岡市高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業業務委託

### (2) 業務内容

ア 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

（ア）健康状態不明者

（イ）重症化予防（受診勧奨事業）

イ 通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

各業務内容の詳細については、「令和6年度 白岡市高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

### (3) 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月25日まで

## 3 見積上限額

各業務内容毎の見積上限額は、次のとおりとする。

### (1) 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

5,843,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

### (2) 通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

1,392,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

#### 4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 過去5年間に健康保険被保険者を対象とした保健事業の受託実績があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされた法人（会社更生法にあっては更正手続開始の決定、民事再生法にあっては再手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である法人でないこと。
- (4) 法人及び法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。
- (5) 国税、県税、市税及び社会保険料に滞納がないこと。
- (6) 仕様書で定める委託業務について十分な遂行能力を有し、適正に執行できる体制を有すること。
- (7) プライバシーマーク（JISQ15001）又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）を取得していること。

#### 5 スケジュール（都合により変更する場合がある。）

内 容	日 程
市ホームページでの実施要領等の配布・公募開始	令和5年11月 8日（水）
質問書受付期間	令和5年11月 8日（水）から 令和5年11月14日（火）まで
質問回答	令和5年11月27日（月）
申込書類の提出期限	令和5年12月13日（水）午後5時まで
提出書類の確認	令和5年12月14日（木）から 令和5年12月19日（火）まで
審査日程の通知	令和5年12月25日（月）

審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）	令和6年1月中旬
審査結果の通知	令和6年1月下旬
契約締結	令和6年1月下旬

## 6 質問の受付及び回答

### (1) 受付期限

令和5年11月14日（火）まで（必着）

### (2) 提出方法

質問書（様式第1号）に記入の上、以下の電子メールアドレスまで送信する。

なお、電話、FAX及び窓口における質問は受け付けない。

E-mail：[hoken@city.shiraoka.lg.jp](mailto:hoken@city.shiraoka.lg.jp)

### (3) 回答方法

期限内に提出された全ての質問を取りまとめて、令和5年11月27日（月）までに市の公式ホームページ上で回答する。

## 7 参加申込書の提出方法

参加希望者は、以下に定める方法により参加申込書類一式を持参または郵送（簡易書留に限る）で提出する。

なお、参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができず、また、提出期限を過ぎた場合は、いかなる理由があっても提出は認めないものとする。

### (1) 提出期限

令和5年12月13日（水）午後5時まで（必着）

### (2) 提出場所

白岡市役所1階 健康福祉部保険年金課

（受付時間：平日・午前9時から午後5時まで）

※ 郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。なお、不着の場合の責任を市は負わないものとする。

### (3) 提出部数

正本1部、副本6部 計7部

※副本は、正本の写し（原本のコピー）でよい。

(4) 提出書類

ア 参加申込書（様式第2号）

イ 誓約書（様式第3号）

ウ 企画提案書（様式第4号）

エ 見積書（任意様式） ※ 参考様式あり

オ 企画提案事業者調書（様式第5号）

カ 会社概要（任意様式）

キ 役員等に係る参加資格要件確認書（様式第6号）

ク 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書及び社会保険料納入証明書

ケ プライバシーマーク付与事業者であること又は情報セキュリティマネジメントシステム認証取得を証明するもの（登録証等の写し）

(5) 提出にあたっての留意点

ア 提出書類は、A4縦型ファイルに左綴じとし、インデックスを添付すること。

イ 申込書類に不備がある場合は受理しない。

8 参加者の失格

参加申込をした事業者（以下「応募事業者」という。）が、申込書類の提出期限以降、選定の日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合または満たさなくなった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 採否の働きかけを行う目的で、参加申込者又はその関係者が直接、あるいは間接に本市職員等と接触をもった場合など、審査の公平性を害する行為があった場合

(4) その他、不正な行為があった場合

9 審査方法

審査は、市が設置する選定委員が評価項目に沿って受託候補者の選定を行う。

実施方法や選定にあたっての留意点は、以下のとおりとする。

(1) 提出書類の確認

提出書類により、参加資格等の要件を満たすことの確認を行う。

実施期間 令和5年12月14日（木）から令和5年12月19日（火）  
まで

書類確認後、参加が適当と認められた者について、審査日程の案内通知を  
令和5年12月25日（月）に郵送で通知する。

## (2) 審査

審査は、企画提案書の内容について確認するため、応募事業者によるプレゼンテーション及び質疑応答によるヒアリング審査を行う。

### ア 開催日時・場所

令和6年1月中旬 時間、会場未定

※ 日程等の詳細については、(1)のとおり別途通知する。

### イ 出席者 3名以内

※ 参加申込法人の職員でない者、コンサルタント等の参加は認めない。

### ウ 実施時間

#### (ア) 1業務提案の場合

計30分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度）

#### (イ) 2業務提案の場合

計45分以内（プレゼンテーション30分以内、質疑応答15分程度）

※ プレゼンテーションに係る準備時間は、持ち時間に含めない。

なお、プロジェクターとスクリーンを使用する場合は、事前に市  
担当者に相談し調整すること。

また、提案書と異なる内容による説明や追加資料の配布は認めない。

※ 状況により実施時間の短縮や、プレゼンテーションについては実施  
せず質疑応答のみ実施する場合がある。

## (3) 審査基準

次の項目について審査する。

評価項目	審査内容
運営体制	1 本事業に対する考えかた 2 保健指導プログラム作成に当たっての視点・留意点 3 市との連携・連絡体制 4 業務責任者、業務従事者等職員間の連携・連絡体制 5 医療機関等との連携 6 個人情報保護及び安全対策・危機管理の適正性

経費見積	見積金額の適正性
業務実績	保健事業の実績
職員体制	1 スタッフの状況 2 派遣予定スタッフの適正性
その他	1 業務委託業者としての適格性 2 企画提案全般に対する印象

#### (4) 受託候補者の選定

ア 2(2)ア及びイの業務内容毎に、総合得点の高い順に評価順位を決定し、最高得点者を受託候補者として選定する。ただし、総合得点が満点の6割以上の応募事業者がない場合は「該当者なし」として、再度公募を実施する。

イ 業務内容毎の総合得点の最高得点が複数の応募事業者で同点となった場合は、選定委員が順位を「1位」にした数が多い応募事業者を選定する。その際に、「1位」にした数でも同数の場合は、「経費見積額」が最も低い応募事業者を選定する。

ウ 応募事業者が一者の場合であっても、総合得点が満点の6割以上であれば受託候補者として選定する。

## 10 審査結果

(1) 審査の結果は、令和6年1月下旬に、審査を受けた応募事業者に郵送で通知するとともに、市公式ホームページで公表する。

公表内容は、応募事業者名及び「業務委託事業者企画提案評価表」に基づく総合評価点とする。

なお、事業者名の公表は受託候補者のみとし、次順位以下は匿名とする。

(2) 評価経過や審査結果については、電話及びメール等による問い合わせには応じない。

## 11 申込に際しての留意事項

(1) 受託者としての選定の可否に関わらず、申込に要した費用等は全て参加者の負担とする。

(2) 選考されなかったことによる損害等について、市は責任を負わないものとする。

(3) 市は、受託候補者に選定された応募事業者において、この実施要領に記載する事項について、重大な違背行為があったと認めるときは、決定について取り消すことができる。

また、決定を取り消した場合は、次点の応募事業者を繰り上げて決定することができる。

(4) 提案した内容は、その実現について承諾したものとみなす。

(5) 応募事業者から本実施要領に基づき提出された提案書等の著作権は、作成者に帰属するものとする。ただし、契約の締結に至った受託者の作成した提案書等の著作権は、市も共有するものとする。

なお、採用・不採用に関わらず、市が本プロポーザルの報告、公表のために必要な場合は、当該作成者に承諾を求めた上、提案書等の内容の一部または全部を無償で使用できるものとする。

(6) 本実施要領に基づき提出される書類は、提出期限内に限り補正することができる。提出期間終了後は、市が指示した場合を除き変更することができないものとする。

また、その理由如何に関わらず提案書等は一切返却しない。

(7) 市が必要と認める場合は、市は応募事業者に対し追加書類の提出を求め、また記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。

(8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、白岡市情報公開条例（平成7年9月白岡市条例第20号）の規定に基づき、提案書等を公開することがある。

(9) 参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、市に連絡の上、速やかに辞退届（様式第7号）を提出すること。

## 12 受託候補者決定から事業開始まで

(1) 受託候補者は、本市と詳細に協議を行い、協議が成立した場合に委託契約を締結する。

(2) 受託者は、契約の締結と同時に、地方自治法施行令第167条の16第1項に規定する規則である白岡市契約規則（平成28年白岡市規則第22号）第27条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

(3) 協議が整わず受託候補者が辞退した場合または参加資格要件を満たしていないことが判明した場合は、順位が上位にあった者から次の受託候補者

とし、協議を行う。

- (4) 受託者は、契約期間の始期から円滑に業務を開始できるよう、必要な準備行為を行うこと。

### 13 その他

市は実施要領等に定めるものの他、必要な事項が生じた場合や、実施要領等を補完又は修正する必要がある場合には、市の公式ホームページ等を通じて公表・通知する。

### 14 書類提出先及び問合せ先

〒349-0292

埼玉県白岡市千駄野432番地

白岡市健康福祉部保険年金課 後期高齢者医療担当

TEL：0480-92-1111（内線149）

FAX：0480-93-5037

E-mail：[hoken@city.shiraoka.lg.jp](mailto:hoken@city.shiraoka.lg.jp)